

## 点検義務

- ・設置時（建築基準法の完了検査を受けるものは不要）及び設置後2年ごと
- ・許可物件は更新前6月以内
- ・点検結果記録は2年間保管

規制のない区域

### 資格者による点検が必要

【資格者】

- ・屋外広告士
- ・一、二級建築士
- ・一、二種電気工事士
- ・一～三種電気主任技術者
- ・技能検定合格者  
（一、二級広告美術仕上げ）
- ・屋外広告物点検技能講習修了者

### 自己等による点検で可

### 点検義務対象外

適切な管理を行ってください。

- ・はり紙、はり札
- ・電柱巻付広告
- ・立看板等
- ・広告幕  
（横断幕、垂れ幕、旗及びのぼり）
- ・気球広告
- ・バス停標識利用広告
- ・壁面に直塗又シート等を貼付けしたもの
- ・建築物の壁面に切文字（ロゴ・シンボルを含む）を直接施工したもので全体（ひとまとまりの文字等で構成される一つの広告物）の表示面積が10㎡以下のもの（許可を要するもの及び電飾を伴うものは除く）

すべての広告物等

制限区域

許可が必要なもの

設置等完了届、許可更新申請に点検結果の添付が必要

禁止区域

高さ4m超

又は

表示面積10㎡超

高さ4m以下

かつ

表示面積10㎡以下

（高さ）地上から広告物の上端

（切文字等の表示面積）1つの文字・ロゴ等を最小の四角形で囲んだ面積の合計